

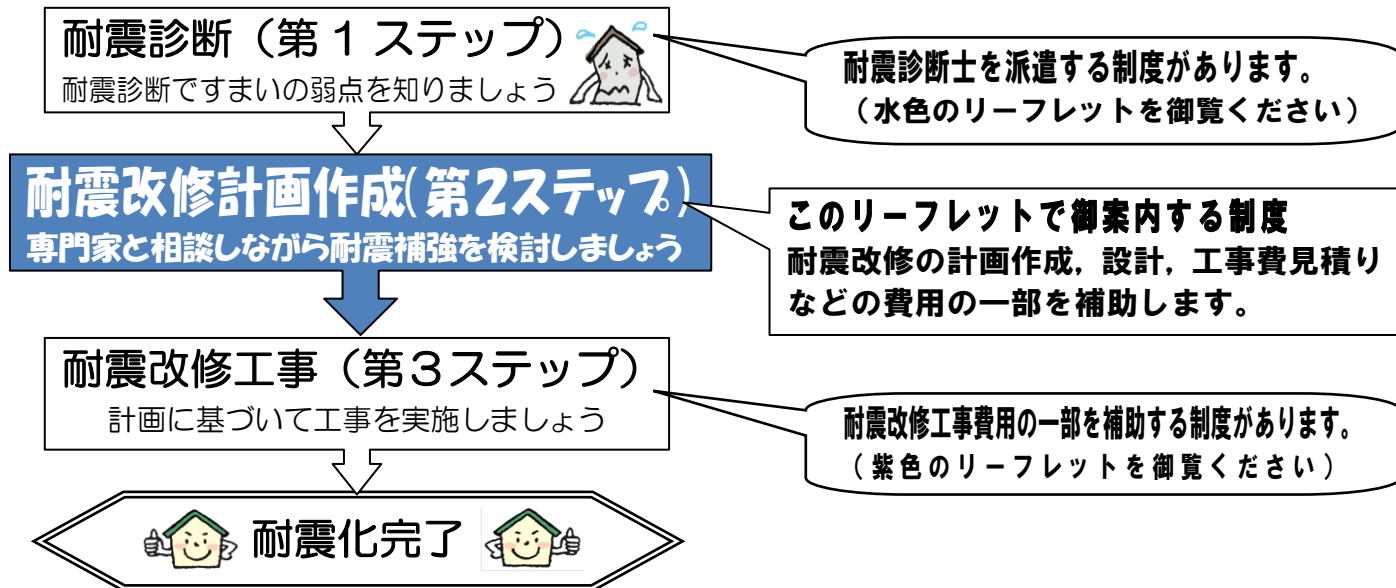
木造住宅 耐震改修計画作成 助成事業の御案内

◆対象◆ 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅、京町家等
◆申込受付◆ 平成26年4月14日（月）開始

地震から市民の皆様の命と財産、そして京都のまちを守るためには、木造住宅の耐震化が急務です。東日本大震災によって、市民の皆様の耐震化への関心が高まっているこの機を逸することなく、木造住宅の耐震化を加速的に進めるため、京都市では耐震化を支援する様々な事業を行っています。

このリーフレットでは、一定の要件を満たす木造住宅の耐震改修の計画作成、設計、工事費見積りなどに対して、その費用の一部を補助する事業について御案内します。

～ 耐 震 化 の 進 め 方 ～



すまいの耐震化に関する相談は、^{みやこ}京安心すまいセンター
耐震・エコ助成ホットライン

075-744-1631

^{みやこ}京安心すまいセンター
〒604-8186
京都市中京区烏丸御池南東角
アーバネックス御池ビル西館4階
受付時間 午前10時～午後5時
休館日 水曜日、祝日、年末年始
FAX (075) 744-1637

京安心すまいセンター 検索



1 事業の概要

耐震改修計画の作成に必要な費用の**90%(上限15万円)**を補助します。

耐震改修計画の作成に必要な費用とは、地震に対して安全な構造となる耐震改修の計画作成、設計、工事費見積り等に要する費用です。

現状の耐震診断を実施していない場合は、耐震診断費用を含めることができます。

耐震改修計画の作成は、次のような流れで行います。

1 耐震改修計画を立てる

耐震診断の結果に基づき、目的に応じた改修を検討します。改修方法も様々な手法があります。状況にあわせて決めましょう。

2 耐震改修の設計を行う

耐震改修計画に基づき、設計を行います。

3 耐震改修工事費見積りを出す

耐震改修工事にかかる費用を算出します。

2 補助対象となる要件

(1) 建物の要件（次のすべてに当てはまるものとします。）

- 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で、居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの

(2) 申し込まれる方の要件（次のいずれかに該当する方とします。）

- 建物の所有者（予定を含む。）
- 建物の居住者（予定を含む。）

(3) 耐震改修計画の要件（次のすべてに当てはまるものとします。）

- 上部構造評点が1.0相当以上となる耐震改修工事の提案であること
- ※ 現状の耐震診断が0.7相当未満である場合は、0.7相当以上1.0相当未満の提案とすることができますが、その場合は、1.0相当以上も併せて提案してください。

(4) 耐震診断の手法と耐震改修計画作成者の要件

耐震診断の手法	耐震改修計画作成者の要件
ア 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）	建築士事務所に属する建築士であって、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく木造耐震診断資格者講習（※1）を修了した者
イ その他、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指針による耐震診断	
ウ 京都市都市計画局発行の「京町家の限界耐力計算による耐震設計および耐震診断・耐震改修指針」に基づく限界耐力計算による耐震診断	建築士事務所に属する建築士であって、京都市京町家派遣耐震診断士（構造診断士に限る。）である者

※1 一般財団法人日本建築防災協会が開催する「木造住宅の耐震診断と補強方法講習会」等

3 申請の手続

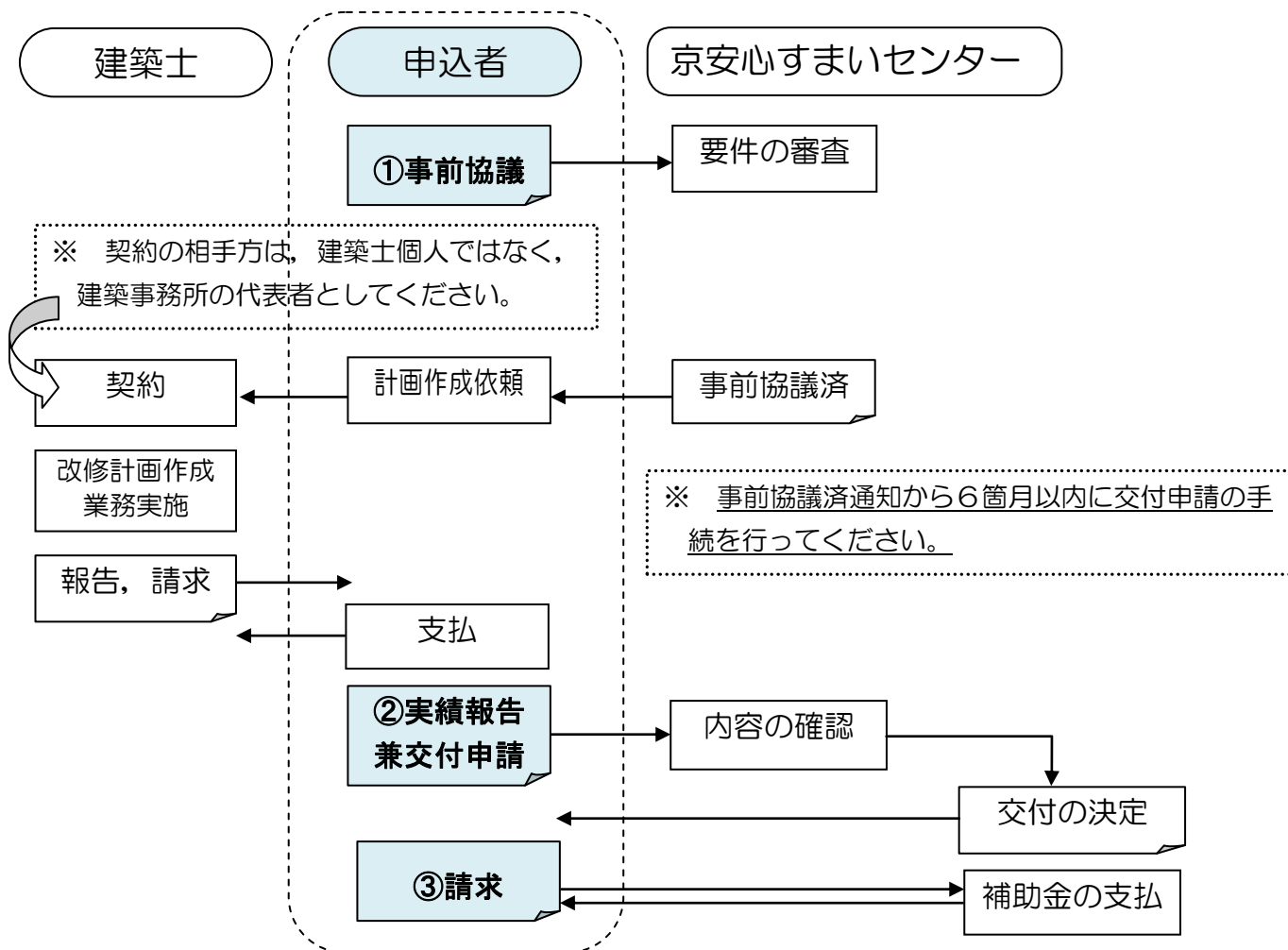
(1) まずは要件の確認を

京安心すまいセンター（表紙参照）にて、対象となる要件の確認を行ってください。

☆耐震改修計画作成を依頼する建築士が決まっていない場合は、京安心すまいセンターにて情報を提供します。併せて御相談ください。

(2) 事前協議を済ませてから、耐震改修計画の契約・作成をしてください。

改修計画作成が完了し建築士への支払い後、補助金の交付申請を行ってください。



①事前協議：事前協議書に必要事項を記載のうえ、以下の書類とともに提出してください。

建物の所有者又は居住者であることを証する書類（申請建築物の登記事項証明書又は住民票）、建築年を証する書面（申請建築物の登記事項証明書、確認済証、検査済証など）、付近見取図、1ページの2（4）ア又はイの耐震診断手法による場合は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく木造住宅耐震診断資格者講習の受講修了証の写し

※建物の所有者又は居住者であることを証する書類は、事前協議申請時において3箇月以内に証明されたものに限りです。

②実績報告兼交付申請：交付申請書、事業計画書に必要事項を記載のうえ、以下の書類とともに提出してください。

現状の耐震診断書、耐震改修後の耐震診断書、配置図、現況平面図、耐震改修の計画平面図・見積書、契約書の写し、事業に要した費用の内訳書、領収書の写し

③請求：②の交付申請と同時に提出することが可能です。

4 その他

事前協議の受付期間は、平成26年4月14日（月）から平成27年1月31日（土）までです（受付は、先着100件程度）。

なお、補助金の予算額に達し次第、受付を終了しますので御了承ください。

現状の耐震診断を実施していない場合は、本市の耐震診断士派遣事業を利用して診断を行うことができます。（別途、申込手続きが必要です。また、共同住宅は対象外となります。）

耐震改修工事について、補助事業や融資制度があります。
各制度には、対象要件や必要書類等がありますので、詳しくは下記問合せ先へ御相談ください。

◆耐震改修工事費用の補助事業

問合せ：京安心すまいセンター 耐震・エコ助成ホットライン（電話744-1631）

◆耐震改修助成事業

工事費用の1/2

木造住宅	上限60万円
京町家	上限90万円
景観重要建造物等	上限130万円

※密集市街地・細街路における木造住宅等で、一定の防火改修工事を行う場合、補助額最大30万円を上乗せ

◆まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業

工事費用の90%（上限60万円）

◆耐震改修工事費用の融資制度

問合せ：京都市住宅政策課（電話222-3666）

◆あんぜん住宅改善資金融資制度

融資金額300万円，融資利率年0.30%（平成26年3月現在）

発行：京都市 都市計画局 建築指導部 建築安全推進課
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話（075）222-3613 FAX（075）212-3657

京都市情報館 すまいの耐震

京都市印刷物 第264039号

